

兵庫県公報

令和6年12月27日 金曜日 第579号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）	1
○ まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（同）	12
○ くろまぐろ（大型魚）の令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（同）	13
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	13
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 指定公金事務取扱者の指定（会計課）	15
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（同）	15
公 告	
○ 令和6年度兵庫県技能顕功賞表彰（能力開発課）	15
○ 林業種苗生産事業者講習会の開催（林務課）	20
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	21
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 落札者等の公示（物品管理課）	23

告 示

兵庫県告示第1131号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

1 定義

(1) 特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源

(2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を

共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。

- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1-1まあじ」から「別紙1-9かたくちいわし瀬戸内海系群」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行なわれていない水産資源の管理の方向性については「別紙3-1まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3-10べにずわいがに日本海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわしを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（以下「するめいかを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
するめいかを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十三号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内。ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県日本海定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業（漁業法第60条第3項に規定する定置漁業）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

3 兵庫県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある漁業者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1及び第2の2に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

- ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、やむを得ない混獲を管理するための数量として0.1トン（第2の3兵庫県その他漁業区分に配分する。残りの数量は第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置漁業区分に配分するものとし、その配分に際しては、知事管理区分毎に以下の当初配分時の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合については、第2の1の兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業区分及び第2の2兵庫県定置網漁業区分に以下の追加配分時の比率により配分する。ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

（当初配分時の比率）

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	1.9
兵庫県日本海定置漁業	0.3

（追加配分時の比率）

管理区分	比率
兵庫県日本海沿岸くろまぐろ漁業	0.8
兵庫県日本海定置漁業	0.2

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-5）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

沿岸まぐろはえ縄漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、4割を本県の留保枠とし、残りの6割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があった場合についても同様に配分を行う。ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

管理区分	比率
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	2.0
兵庫県その他漁業	1.7

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-9）

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙3-1）

第1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-2）

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-3)

第1 水産資源

しらす(瀬戸内海兵庫県周辺海域(かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。))

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近5年間(2016~2020年)のCPU E水準付近(226.22から266.14キログラム/隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(2) しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域を漁獲対象とする漁業について、当該資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-4)

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-5)

第1 水産資源

たちうお(瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びひき縄漁業において、直近5年間(2016~2020年)のCPU E水準付近(2.03

から2.39キログラム/隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-6)

第1 水産資源

まだこ(瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間(2016~2020年)のCPUE水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間(2016~2020年)のCPUE水準
小型機船底びき網漁業	6.69~7.88kg/隻日
たこつぼ漁業	10.51~12.36kg/隻日
せん漁業	4.43~5.21kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-7)

第1 水産資源

はも(瀬戸内海兵庫県周辺海域)

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間(2016~2020年)のCPUE水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間(2016~2020年)のCPUE水準
小型機船底びき網漁業	8.27~9.73kg/隻日
はえ縄漁業	39.88~46.92kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-8)

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-9)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-10)

第1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし



兵庫県告示第1132号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

漁業法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まあじ	兵庫県まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	兵庫県まいわし漁業	現行水準
かたくちいわし対馬暖流系群	兵庫県日本海かたくちいわし漁業	50,000トンの内数
うるめいわし対馬暖流系群	兵庫県日本海うるめいわし漁業	46,000トンの内数
かたくちいわし瀬戸内海系群	兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業	48,000トンの内数



兵庫県告示第1133号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

14.4トン

2 知事管理漁獲可能量

漁業法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

管理区分	知事管理漁獲可能量
兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	7.8トン
兵庫県その他漁業	6.6トン



兵庫県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年12月27日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年12月27日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 浜坂港浜坂停車場線	美方郡新温泉町浜坂字西岡2593番5から 同 郡同 町浜坂字西岡2588番1まで	旧	15.0から 18.0まで	57.0	一部 予定地
	美方郡新温泉町浜坂字西岡2593番4から 同 郡同 町浜坂字西岡2588番1まで	新	15.0から 18.0まで	57.0	一部 予定地



兵庫県告示第1135号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
戸谷(1)	姫路市		夢前町苜野	戸谷	792番の一部、805番、805番5の一部



兵庫県告示第1136号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
新才	丹波市		春日町新才	宮ノ下	64番2の一部
				柿花	73番の一部、74番、75番1、75番2、76番、76番2の一部、141番の一部、142番、143番1から143番3まで、144番、145番1、146番3、147番、148番、149番1、150番1
				立石	669番の一部、670番の一部、671番、672番から674番までの各一部
				井ノシリ	1517番の一部



兵庫県告示第1137号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
竹田	美方郡	新温泉町	竹田	マヨウジ 上中 岡	450番、452番、453番、454番1、455番、456番1 1599番、1600番の一部 1617番の一部、1617番1、1618番の一部、 1619番の一部、1619番1、1619番2、1620番の一部、1620番1の一部、1621番の一部、 1621番1の一部、1622番1の一部、1622番2の一部、1623番1から1623番4までの各一部、 1651番から1654番までの各一部、 1656番の一部、1656番1の一部、1651番地先の道路敷の一部



兵庫県告示第1138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳出の支出に関する事務を委託した。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 株式会社インボイス
 住所又は事務所の所在地 東京都千代田区麹町5丁目1番地1
 支出を委託した歳出 電気、ガス又は水の供給を受ける契約及び電気通信役務を受ける契約に基づき支払いをする経費
 指 定 し た 日 令和6年11月30日
 委 託 し た 日 令和6年11月30日



兵庫県告示第1139号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中49の次に次のように加える。

50 港湾保安業務委託契約

公 告

令和6年度兵庫県技能顕功賞表彰

兵庫県技能顕功賞規則（昭和41年兵庫県規則第58号）第2条の規定により、令和6年11月10日に次の者を表彰した。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

職種及び氏名
 金属材料製造の職業
 製鋼工
 渡邊正憲 姫路市
 溶解及び引抜工

森川 勝	姫路市
鋳物仕上工	
池田 祥平	加古川市
手鍛冶工 鑿製造業	
五百蔵 秀夫	三木市
手鍛冶工 鉋製造業	
魚住 徹	三木市
金属熱処理工	
中野 宏之	加古川市
細見 宏周	神戸市西区
圧延工	
小松 直人	加古川市
釣 裕文	姫路市
藤井 秀宣	姫路市
藤本 進	尼崎市
金属材料検査工	
住本 俊之	三木市
非破壊検査工	
井崎 直行	加古郡播磨町
佐野 貢	神戸市須磨区
松岡 秀俊	明石市
粉末冶金製造工	
三木 輝彦	姫路市
金属加工の職業	
旋盤工	
木谷 和人	高砂市
野澤 幸司	姫路市
藤井 正敏	たつの市
松田 了三	姫路市
フライス盤工	
槇原 拓摩	大阪府茨木市
NCフライス盤工	
是常 敦	神戸市北区
マシニングセンタオペレーター	
黒田 英輝	姫路市
鈴木 隆広	神戸市垂水区
林 聡	大阪府大阪市
工場板金工	
中井 一憲	神戸市西区
金属溶接・溶断、その他の金属加工等の職業	
造船鉄工	
田村 勤	淡路市
製缶工	
井上 進次	神戸市西区
滝本 真一	神戸市須磨区
前田 直樹	高砂市
ばね製品製造工	
戸田 哲也	豊岡市
金属切断工	
駒走 和俊	姫路市

アーク溶接工		
西垣亮	尼崎市	
一般機械器具組立・修理等の職業		
原動機組立工		
小岩康秀	明石市	
満田雅也	高砂市	
タービン組立・調整工		
富川淳	加古川市	
機械部品組立工		
川上秀樹	加古川市	
衣笠慎也	明石市	
産業用機械組立工		
水口正弥	姫路市	
産業用機械修理工		
川崎昌弘	尼崎市	
谷口純也	尼崎市	
柳元康司	伊丹市	
横山大祐	姫路市	
吉永典央	加古川市	
生産設備保全工		
井上力	加古川市	
上甲善也	姫路市	
野瀬育夫	加古川市	
政家勇喜	尼崎市	
機械検査工		
大路祥文	神戸市西区	
後藤友彦	加古郡播磨町	
電気機械器具組立・修理及び電気作業等の職業		
発電機・電動機組立工		
近田徹	尼崎市	
開閉制御機器組立工		
櫻井裕也	尼崎市	
森誠和	宝塚市	
変圧器組立工		
岡嶋恭助	赤穂市	
配電盤・制御盤組立・調整工		
高松剛	尼崎市	
電気機械器具組立工		
西川康晴	多可郡多可町	
産業用ロボット製造工		
二六義貴	姫路市	
電子応用機械器具組立工		
渡邊尚章	京都府京田辺市	
半導体チップ製造工		
高橋良和	川西市	
発電機・電動機検査工		
濱田準	姫路市	
電気機械修理工		
小西崇浩	神戸市垂水区	
由良功	加古川市	

発電・送電員		
山本将義		神戸市灘区
電気配線工事作業員		
田実真		神戸市西区
電気配線工事作業員		
渡邊純一		姫路市
産業用電気機械・装置据付作業員		
植村隆造		姫路市
輸送用機械器具組立・修理等の職業		
二輪自動車組立工		
林芳文		明石市
自動車整備工		
上月正幸		加古川市
自動車板金工		
児玉和也		姫路市
鉄道車両組立工		
國光圭一		姫路市
鉄道車両台車ぎ装組立工		
小倉真		神戸市垂水区
鉄道車両ぎ装工		
古田稔		神崎郡福崎町
鉄道車両検査工		
今堀剛史		三木市
衣服の職業		
婦人子供服仕立職		
有村則子		三木市
和服仕立職		
岡本靖子		加古川市
建設関係の職業		
建築大工		
芝原一晴		神戸市兵庫区
園田雄一		丹波篠山市
政木敏邦		姫路市
大工		
藤本英樹		加古郡稲美町
建築とび工		
山下学		尼崎市
建設・土木作業員		
武田明成		神戸市須磨区
左官・建築塗装・配管・築炉等、その他の建設の職業		
れんが積工（築炉工）		
前川正文		姫路市
左官		
田中弘紀		神戸市兵庫区
本谷久		大阪府門真市
山本修三		南あわじ市
配管工		
木村智裕		姫路市
山中賢作		姫路市
建築塗装工		

川 脇 徹	神戸市垂水区
馬 場 祐 樹	神戸市垂水区
サービス技術職	
上 園 隆	神戸市須磨区
小 川 浩 之	加古川市
植木職・造園師等の職業	
造園師	
大 西 博 基	神戸市西区
杉 本 正 仁	姫路市
窯業製品・プラスチック製品製造の職業	
陶磁器製造工	
市 野 元 和	丹波篠山市
松 本 強	丹波篠山市
プラスチック成形工	
岸 田 陽 介	西脇市
鈴 木 博 之	尼崎市
木製品・かわ製品製造等の職業	
木工木彫工 鑿柄製造業	
安 平 善 孝	三木市
建具製造工	
村 上 孝 三	西脇市
食料品製造等の職業	
製めん工	
福 田 禎 介	宍粟市
安 井 正 勝	宍粟市
パン・焼菓子製造工	
中 市 雅 章	明石市
洋生菓子製造工	
清 水 隆 史	神戸市東灘区
藤 田 美 希	神戸市中央区
和生菓子製造工	
臼 井 正 敏	姫路市
江 川 和 男	姫路市
藤 原 義 政	加古川市
杜氏	
岡 本 憲 治	西宮市
寺 谷 正 幸	姫路市
原 田 徳 英	三田市
生活衛生サービスの職業	
理容師	
安 藤 義 明	西脇市
美容師	
市 村 瑞 穂	姫路市
クリーニング師	
大 江 孝 一	神戸市長田区
織 田 忠	芦屋市
進 藤 隆	神戸市東灘区
飲食物調理等の職業	
日本料理調理人	
佐 藤 学	神戸市北区

表具師・塗装工・建具ガラス取付工・内装仕上工等の職業

表具師

玉木 龍一 神戸市東灘区

金属塗装工

轟村 和生 伊丹市

建具ガラス取付工

梶原 智裕 加古川市

内装仕上工

前田 歩 神戸市北区

製図工等の職業

現図工

浦上 幹雄 明石市

古林 弘幸 神戸市北区

玉越 和雄 姫路市

装身具等身の回り品製造等の職業

かばん製造工

足立 哲宏 豊岡市

宮下 栄司 豊岡市

貴金属装身具製作工

村田 真弓 姫路市

ゴルフクラブ製造工

尾田 秀明 神崎郡市川町

漆・箔押し沈金工

藤井 慎也 加古川市

フラワー装飾師

岩橋 正樹 伊丹市

実験工・開発技術者等、その他の職業

原子力技術者（開発）

渡部 新一 茨城県水戸市

流体実験技術者

川野 貴司 大阪府柏原市

高温高圧処理実験工

坪 博一 明石市

半導体実験工

梶原 崇弘 高砂市



林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年2月10日（月）午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 宍粟市山崎町五十波430 兵庫県立農林水産技術総合センター森林林業技術センター講堂

2 講習内容及び講習時間

- (1) 種苗に関する法令 2時間
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
- (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

3 講習対象者

県内に住所を有する者で、林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者又はその従事者

4 受講手続

(1) 提出書類

林業種苗生産事業者講習会申込書

申込書は、兵庫県農林水産部林務課及び各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあつては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）において配布する。

(2) 提出期間

令和6年12月27日（金）から令和7年1月24日（金）まで（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

なお、郵送の場合は、令和7年1月24日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

住所地を管轄する各県民局又は各県民センター農林（水産）振興事務所（ただし、阪神南県民センターにあつては、阪神北県民局阪神農林振興事務所）

(4) 講習手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を林業種苗生産事業者講習会申込書に貼り付けること。

又は電子納付サービスにより納付すること。



都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名	都市計画の種類	都市計画の名称
伊丹市	阪神間都市計画生産緑地地区	天神川1—16生産緑地地区ほか13地区



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 グンゼタウンセンターつかしん

所在地 尼崎市塚口本町四丁目320—1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
グンゼ開発株式会社	尼崎市塚口本町四丁目8番1号	熊田 誠

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急ベーカリー	大阪府高槻市南庄所町22—5	中村 英紀

株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋四丁目26番3号	堂前 宣夫
株式会社ジーンズカジュアルダン 外71者	大阪府北区堂島二丁目4番27号	杉本 英輔
(2) 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社阪急デリカ	大阪府北区角田町8番7号	森川 保
株式会社良品計画	東京都文京区後楽二丁目5番1号	堂前 宣夫
株式会社ジーンズカジュアルダン 外72者	大阪府北区堂島二丁目4番27号	仲谷 省二良

4 変更年月日

令和6年11月29日ほか

5 届出年月日

令和6年12月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月27日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドン・キホーテ三田店

所在地 三田市川除相総55番2号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社パン・パシフィック・インター ナショナルホールディングス	東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号	吉田 直樹
-------------------------------------	--------------------	-------

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社パン・パシフィック・インター ナショナルホールディングス	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	吉田 直樹
-------------------------------------	--------------------	-------

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社パン・パシフィック・インター
ナショナルホールディングス

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

吉田直樹

4 変更年月日

令和6年9月27日

5 届出年月日

令和6年12月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年12月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和7年4月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年12月27日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品の名称及び数量

兵庫県就学支援制度各システム利用にかかる専用機器等一式（賃貸借）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和6年12月6日

4 落札者の名称及び住所

NTT・TCリース株式会社 神戸支店 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号

5 落札金額

1,186,900円（月額・税込）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和6年10月29日